

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年3月17日（水）
午前9時26分 開会
午後0時24分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 竹中 理
委員 浅田 徹、井上 正治、
奥村 忠俊、田中藤一郎、
土生田仁志
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長・分科会長 西田 真

総務委員会（分科会）次第

2021年3月17日（水） 9：30～
第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
 - ア 委員会審査
 - イ 分科会審査
 - (2) 意見・要望のまとめについて
 - ア 委員会意見・要望のまとめ
 - イ 分科会意見・要望のまとめ
 - (3) 閉会中の継続審査申出について〈5頁〉
 - (4) 市民との意見交換会について
- 4 報告事項
 - (1) 個別施設計画の策定 及び 第1回地域デザイン懇談会の開催について
 - (2) 奈佐小学校・港西小学校跡地の利活用について
 - (3) 高橋財産区の経緯・財産について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

報告第2号 専決処分したものの報告について

専決第5号 損害賠償の額を定めることについて

第1号議案 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

第3号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

第8号議案 豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例制定について

第9号議案 豊岡市恩給条例を廃止する条例制定について

第11号議案 豊岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

第12号議案 豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

第16号議案 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

第23号議案 豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第45号議案 令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第1号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第20号）

専決第2号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）

専決第3号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第22号）

専決第4号 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第23号）

第28号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第25号）

第37号議案 令和3年度豊岡市一般会計予算

第50号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

※ 第28号議案及び第37号議案中の人件費分は、総務分科会に一括分担する。

総務委員会（分科会） 審査日程表

審 査 日 程	所 管（出席対象） 部 署	審 査 内 容
3月16日（火） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【各振興局】 地域振興課（総務担当）	【委員会】 《議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第45号議案 【分科会】 《令和3年度一般会計予算議案》 ＜説明、質疑、討論、表決＞ ○第37号議案 ・主要事業等の説明
3月16日（火） 13：00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【市民生活部】 税務課 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	 《委員会審査意見・要望のまとめ》 《分科会審査意見・要望のまとめ》
3月17日（水） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 財政課、公共施設マネジメント推進室、 防災課 【総務部】 総務課、ワークイノベーション推進室、 人事課、情報推進課 【地域コミュニティ振興部】 コミュニティ政策課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 総務課、予防課、 豊岡消防署（警防課） 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○報告第2号 ○第1号議案 ○第3号議案 ○第8号議案 ○第9号議案 ○第11号議案 ○第12号議案 ○第16号議案 ○第23号議案 【分科会】 《一般会計補正予算議案》 ＜個別に説明、質疑、討論、表決＞ ○専決第1号 ○専決第2号 ○専決第3号 ○専決第4号 ○第28号議案 ○第50号議案 ・主要事業等の説明 《委員会審査意見・要望のまとめ》 《分科会審査意見・要望のまとめ》

※ 総務分科会での予算議案の説明は、基本的に①財政課（全体概要含む）、②人事課（人件費含む）、③その他の課（組織順）の流れでお願いします。

2020年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2021年3月17日(水)

【総務委員】

委員長	西田 真
副委員長	竹中 理
委員	浅田 徹 井上 正治 奥村 忠俊 田中藤一郎 土生田仁志

7名

【説明員】

議会事務局	
議会事務局長	宮本 ゆかり
議会事務局次長	安藤 洋一
政策調整部	
政策調整部長	塚本 繁樹
政策調整部参事 (行財政改革担当)	正木 一郎
政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長	土生田 哉
秘書広報課長	山口 繁樹
秘書広報課参事	和田 征之
政策調整課長	井上 靖彦
政策調整課参事 (行財政改革担当)	若森 洋崇
財政課長	畑中 聖史
防災監	宮田 索
防災課長	原田 泰三
総務部	
総務部長(会計管理者)	成田 寿道
総務部次長兼ワークイノベーション推進室長	上田 篤
総務課長	太田垣 健二
総務課参事(文書法制担当)	宮代 将樹
ワークイノベーション推進室参事	岸本 京子
人事課長	山本 尚敏
人事課参事	小川 琢郎
情報推進課長	中奥 実

地域コミュニティ振興部	
コミュニティ政策課長	土生田 祐子
市民生活部	
税務課長	宮崎 雅巳
城崎振興局	
地域振興課長	谷垣 一哉
竹野振興局	
地域振興課参事	山根 哲也
日高振興局	
地域振興課長	中川 光典
出石振興局	
地域振興課長	今井 謙二
但東振興局	
地域振興課長	大石 英明
会計課	
会計課長	三笠 孔子
消防本部	
消防長	榊田 貴行
消防本部次長兼総務課長	吉谷 洋司
豊岡消防署長兼警防課長	中古谷 康彦
予防課長	土田 有紀
選挙管理委員会・監査委員事務局	
選管監査事務局長	宮岡 浩由

【説明補助員】

政策調整部	
公共施設マネジメント推進室長補佐	植田 孝志
但東振興局	
振興局長	羽尻 泰広

31名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	佐伯 勝巳
--------------	-------

計 39名

午前9時26分 委員会開会

○委員長（西田 真） 皆さん、おはようございます。時間前ですけど、皆さんおそろいですので、総務委員会をこれから開会したいと思います。

皆さん、昨日に引き続いての総務委員会ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日は新年度予算と、そして今日は条例、また補正予算、その辺の議案がありますんで、皆さん、豊岡市発展のために、市政発展のために、当局の委員の皆さんも、それぞれ議論を尽くしてよりよい豊岡市になるように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆さんはSide Books上のフォルダー、ホーム、総務委員会、総務03、03、17が本日の委員会のフォルダーであります。そこに本日の委員会次第や追加資料を配信しておりますので、そこをお開きいただきたいと思います。よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）総務委員会資料03、03、17というファイルであります。大丈夫ですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

本日の議事進行をお知らせします。

本日は、この後、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査についてとして、昨日で審査の終了した議案を除いて、当委員会に付託された議案、また、当分科会に分担された議案の審査を行います。

次に、議事順序を入れ替え、4、報告事項を先に行い、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて以降の協議を行う予定としております。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ簡潔・明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますようお願いしておきます。

それでは、これより3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

それでは、報告第2号、専決処分したものの報告について、専決第5号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の追加分のほうの、まず、3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページでございます。報告第2号、専決処分したものの報告についてでございます。

本件は、市長に委任する専決処分事項の指定についての規定により専決処分したことにつきまして、地方自治法の規定により報告するものでございます。

5ページをご覧ください。専決第5号、損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。本件は、令和2年、昨年12月17日の木曜日、または18日の金曜日頃に発生いたしました物損事故で、令和3年2月26日付で専決処分をしたものでございます。概要は、戸牧地区の市が保有する山林におきまして、雪の荷重により桜の枝が折れて落下し、相手方所有の家屋の屋根瓦を損傷させたものでございます。損害賠償額は3万250円です。相手方は記載のとおりでございます。

この場所につきましては、実は2019年の11月に地区要望に基づきまして、この当該家屋に覆いかぶさっていた樹木の伐採を行っております。今回の落木につきましては、その伐採を行った範囲よりもさらに高い位置からのものでして、折れた枝が一旦地面にバウンドするような形で、折れた根元のほうが一回転するような形で屋根瓦に当たって損傷したというふうな状況でございます。地区要望につきましては、緊急性を勘案して今後も対応していきたいと考えておりますけれども、今回の件につきましては、格別のご理解をお願いしたいと思っております。説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 昨年の雪によって市内でも相当の被害が発生をしていると思うんですけども、どの程度の市内の被害を把握されて、今後の被害防止に、災害防止に役立てるように考えておられるか、その辺をご説明いただいたらありがたいんですが。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 今回の暮れの大雪で停電等たくさん発生しておったわけですけども、被害状況の取りまとめというのは行っておりません。

ただ、学校関係で通学路に枝が折れたりとか、あるいはしなりかかるといいますか、塞いでしまったところを伐採を行ったですとか、折れてしまったものを除去したとかっていう話は聞いておるんですけども、申し訳ありません、被害総額等は取りまとめはしておりません。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） やはり相当重たい雪の一気に降った、降雪量も非常に多かったということです。それから、特に倒木等によって電気等に非常に大きな被害が及んだというようなこともありますので、やっぱりまとめていただいて、被害状況を、どっかで一本化していただいて、いろんな形の中の次の災害に対応できるような体制というのが必要ですので、ぜひその辺を我々にもお知らせいただけたら、自治区にしても非常にありがたいという思いがしますので、これはぜひ行っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○防災課長（原田 泰三） 今、財政課長のほうからもありましたけども、例えば県に報告したりとか、災害救助関係の要請をする必要があるとか、関係団体動いていただいていろんな対応に当たるというようなことになると、当然、今、井上委員おっしゃったような、取りまとめたようなものを委員の皆様方にもお知らせをするというようなことなんですけども、ちょっと単発的な、雪自体たくさんありましたので、停電もたくさん発生したんですが、いわゆる人的被害に及んだりというようなことが、特になかったというようなこともありまして、ちょ

っと今回そういったような取りまとめはしておりませんけども、今、委員おっしゃったような形で、いろいろ市民生活に影響及ぼすような大きな被害があったりとかというケースにつきましては、そういったような、取りまとめた情報共有できるようなことは努力したいなというように考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） ぜひ、まとめていただいて、次の被害防止に役立てていただきたい。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

特にご異議がありませんので、報告第2号は了承すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 議案書61ページからになります。第1号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてご説明いたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、2021年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対し、財政上の特別措置を受けるため、豊岡市内町辺地及び日高町栗栖野辺地に係る総合整備計画を定めることについて議会の議決を求めるものです。

63ページからが総合整備計画案でございます。こちらをご覧ください。

計画の内容につきまして、64ページが豊岡市内町において区画拡大や用排水路等の農地整備を行うものでございます。期間は来年度から令和7年度までの5年間の計画としております。

次に、66ページをご覧ください。こちらが日高町栗栖野においての整備計画でございます。身近な地域で安心して受診できる体制を維持・確保する

ため、神鍋診療所の機器の整備を行うものです。こちらは来年度1年間の計画としております。

これらの事業の財源として、辺地対策事業債を有効に活用したいと考えています。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 辺地債というのは辺地地域においては非常に有効に、一番いいような地方債であるというふうに考えておりますけども、これまでこの管轄というのは県が実行の部分を持ってるというふうにお聞きしてるんですけども、他市と比べて豊岡市の辺地の利用度合いといいますか、占める度合いというのはどのように認識されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） 県下でどのぐらいの割合というのは正直分かっておりませんけども、過疎事業債に比べてはボリュームが小さいということになっております。

実は今年度、2020年度につきましては植村直己冒険館のほうで辺地事業債をかなりお認めいただきまして、県下どころか日本でも何本かの指に入るぐらいの金額をいただいております。そういうようなことで、基本的にはボリュームは小さいものでございまして、今年度につきましてはそういったこともありまして、大きな金額を割り振っていただいているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 過疎地域に指定されていない豊岡市であれば、旧豊岡市、それから日高町、出石が過疎地ではないですわね。あとのところは、過疎にはなっていないけども辺地に指定されてる地域というのが多々、途中見直しもあり、近年、また辺地が復活したような地域もあるわけですから。

過疎債よりも辺地債のほうが非常に有利であるという部分もございまして、やはり辺地からいろんな事業とかいろんな形の要望等が出てくれば、その辺も考慮に入れて有効に、辺地債を県のほうに申請

をしていただいて活用するということは、私は地方財政を、市の財政を助ける意味でも非常にいい方法ではないかなというふうに常に思ってるんです。

ですから、そういう部分をやっぱり今後の行財政改革の中にも位置づけていただいて、何とか有効に使っていただくような方策を考えていただいたらと思いますが、いかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） ご指摘のとおりだと思います。有効な財源と考えておりますので、事業を行う際には、そういった起債が当たるか当たらないかよく確認した上で、当たるものについては有効活用していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） よろしいですか。

○委員（井上 正治） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） それでは、73ページをご覧ください。第3号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、令和3年4月1日付で北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び市川町外三ヶ市町共

有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案、豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 議案書の101ページをご覧ください。第8号議案、豊岡市土地開発基金条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、豊岡市土地開発公社の解散に伴い、基金の管理方法等に関し所要の規定の整備を行うため条例を改正するものであります。内容につきましては、条例案要綱で説明したいと思います。105ページをご覧ください。

まず、1の（1）でございます。土地開発基金条例ですけれども、アで基金の管理方法に関しまして、土地開発公社への貸付けの規定を削ることとしています。イで基金の運用から生ずる収益について、改正前は基金に積み立てるとしておりましたが、改正後は予算に計上して整理するものとしております。ウでは、条例そのものの話ですけれども、第2

条第1項で基金の額を13億円と規定しております。第2項で、必要に応じて追加して積立てができております。そして、さらに第3項で、追加して積立てが行われたときは基金の額はその積立分増加したものとしております。つまり、13億円とっておりますけれども、仮に1,000万円増えたら13億1,000万円が基金の額というふうにするという規定でございます。

今回の改正につきましては、その増額分の範囲内で処分できる規定を加え、処分した場合は、その処分相当額を基金の額から減少するというようにしております。

具体的に申し上げますと、2019年度の決算後の土地開発基金の土地及び現金の保有額は13億219万円という数字になっています。今回の条例の改正をお認めいただきますと、219万円を上限として処分ができるという内容でございます。

次に、（2）ですけれども、アの豊岡市財政調整基金条例から、キの豊岡市地域振興基金条例について、基金の管理方法に関しまして、土地開発公社への貸付けの規定を削るというふうにしております。

2としまして、この条例は公布の日から施行するということにしております。説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案、豊岡市恩給条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） それでは、115ページをご覧ください。第9号議案、豊岡市恩給条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、恩給を受ける権利を有する者がいないため、豊岡市恩給条例を廃止しようとするものでございます。本年度の当初の時点におきましては、1名、本条例の適用を受ける恩給受給対象者がございましたけども、今年度の途中にお亡くなりになったということで、もう受給対象者がなくなったということで廃止をしようとするものでございます。施行日につきましては、公布の日からとしております。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案、豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

小川人事課参事。

○人事課参事（小川 琢郎） 125ページをご覧ください。第11号議案、豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員になったものが任命権者に提出する宣誓書の押印義務を見直そうとするものでございます。

内容につきましては、129ページをご覧ください。豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表によりましてご説明申し上げます。改正の内容は、新たに職員になった者が任命権者に提出する宣誓書、これの押印義務を廃止するものでございます。第2条本文中の押印の文言を削除すること、それから、様式第1号、それから第2号の宣誓書の署名、押印箇所の印のところを削除するものでございます。施行日につきましては、令和3年4月1日からとしております。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案、豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮岡選管監査事務局長。

○選管監査事務局長（宮岡 浩由） 131ページをご覧ください。第12号議案、豊岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政手続における押印の見直しに対応し、審査申出者、委員及び書記等が提出または作成をする書類への押印義務を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、134ページ、こちらの条例案要綱によりご説明をいたします。改正の内容ですけれども、審査申出人の審査申出書への押印、口

頭による意見陳述の調書または口述書、委員及び書記が作成する実地調査の調書及び議事調書への署名押印を、全て署名または記名押印に改めることとしております。附則で、この条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

135ページ及び136ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧願います。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 157ページをご覧ください。第16号議案、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

160ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。1の改正の内容につきましては、収益事業を行っていない認可地縁団体に係る法人市民税を課税免除とするものです。収益事業を行っていない認可地縁団体に対しては課税し、減免してのに対し、収益事業を行っていない、いわゆる行政区については課税対象になっていません。この認可地縁団体と行政区には実質的な差異は認められないことに鑑み、課税する必要はないと判断し、課税免除とするものです。

なお、これまで本会議一般質問の議論の中で、多

くの認可地縁団体が未申告の状況が明らかになりましたが、未申告だった収益事業を行っていない認可地縁団体については、本改正の趣旨に基づき、遡及して申告させ、課税することはせず、今後収益事業を行っていないことを確認の上、課税免除の対象とすることといたします。1月末現在で認可地縁団体は115団体あるという状況になっております。

なお、161ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

土生田政策調整部次長。

○政策調整部次長（土生田 哉） 議案書213ページをご覧ください。23号議案、豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。本案につきましては、諸条件が整いました計9施設を当該地区それぞれ無償譲渡するため条例から削除しようとするものでございます。

要綱でご説明をさせていただきます。216ページをご覧ください。改正の内容でございます。1番、（1）の8施設中でございます。（イ）の羽尻活性化センター、こちらにつきましては耐用年数の到来でございます。残りの施設につきましては、国、県

の承認を得られましたので、今回譲渡することといたしました。それぞれ令和3年4月1日に廃止いたします。

(2)の阿金谷地区農林漁家婦人活動施設、こちらにつきましては耐用年数の到来でございます。引渡時期としては、令和4年4月1日を予定しておりますので、そのタイミングで条例を廃止することでございます。説明は以上でございます。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) ご異議なしと認めます。よって、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前9時55分 委員会休憩

午前9時55分 分科会開会

○分科会長(西田 真) 分科会を開会します。

それでは、これより、3、協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

まずは、報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第20号)を議題といたします。

報告第1号、専決第1号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長(畑中 聖史) それでは、議案書の5ペ

ージをお願いいたします。専決第1号、令和2年度一般会計補正予算(第20号)でございます。本案につきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、1月8日付で専決処分したものでございます。

この第20号補正につきましては、ふるさと納税の受入れ増額に伴う予算の増額と、コロナウイルス感染症対策のプレミアム付応援商品券、「EAT, BUY & GIFT豊岡」の販売に係るものでございます。歳入歳出それぞれ6億7,800万円を追加いたしまして、総額591億2,789万9,000円としたものでございます。

財源としましては、14ページ、15ページをご覧ください。ふるさと応援寄附金、商品券販売収入のほか、収支調整の一般財源といたしましては、前年度繰越金と財政調整基金繰入金を計上いたしております。前年度繰越金につきましては、これで留保額を全て予算化したことになります。当委員会が所管します歳出はございません。説明は以上でございます。

○分科会長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(西田 真) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、専決第1号は承認すべきものと決定しました。

次に、報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第2号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算(第21号)を議題といたします。

報告第1号、専決第2号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。専決第2号、令和2年度一般会計補正予算（第21号）でございます。本案につきましても、地方自治法の規定により議会を招集する時間的余裕がないということで、1月18日付で専決処分したものでございます。

この第21号補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間短縮に取り組む飲食店等への協力金、それと、但東シルク温泉やまびこ及びたんたん温泉福寿の湯の浴室の天井部の改修に係るものでございます。

歳入歳出それぞれ7,379万1,000円を追加いたしまして、総額592億169万円としたものでございます。

財源としましては、28ページ、29ページをご覧ください。収支調整の一般財源といたしまして、全額財政調整基金繰入金を計上いたしております。当委員会が所管します歳出はございません。説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、専決第2号は承認すべきものと決定しました。

次に、報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第3号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第22号）を議題といたします。

報告第1号、専決第3号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正で

あります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 議案書33ページをお願いいたします。専決第3号、令和2年度一般会計補正予算（第22号）でございます。本案につきましても、地方自治法の規定により議会を招集する時間的余裕がないということで、1月29日付で専決処分したものでございます。

この第22号補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費と、新型コロナウイルス感染症予防力向上補助金の増額に係るものでございます。

第1条で歳入歳出それぞれ4億3,450万2,000円を追加し、総額596億3,619万2,000円としたものでございます。また、第2条で繰越明許費を追加いたしております。

財源としましては、42ページ、43ページをご覧ください。国庫支出金、雑入のほか、収支調整の一般財源といたしましては、財政調整基金繰入金を計上いたしております。当委員会が所管します歳出はございません。説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、専決第3号は承認すべきものと決定しました。

次に、報告第1号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第4号、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第23号）を議題といたします。

報告第1号、専決第4号中、当分科会に審査を分

担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正であります。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の４７ページをご覧ください。専決第４号、令和２年度一般会計補正予算（第２３号）でございます。本案につきましても、地方自治法の規定により議会を招集する時間的余裕がないということで、２月１２日付で専決処分したものでございます。

この第２３号補正につきましては、先ほど説明いたしました第２１号補正の、コロナウイルス感染症対策のプレミアム付応援商品券「ＥＡＴ，ＢＵＹ＆ＧＩＦＴ豊岡」の販売に係るものの増額であります。

歳入歳出それぞれ２億７，０００万円を追加いたしまして、総額５９億９億６１９万２，０００円としたものでございます。

財源といたしましては、５６ページ、５７ページをご覧ください。地方創生臨時交付金と商品券販売収入を計上いたしております。当委員会が所管します歳出はございません。説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 新型コロナの関係で次々に、国からも来ますし、市も頑張っているいろんな事業、取り組んでおるんですけども、市内全体で、公平という言い方はあまり当たりませんが、全体にそういった恩恵が行き渡っているかなというふうにも思うんですけども、なかなか調べようがないということもあるんですけど、毎回この補正予算で国の支援を得ながら市民にそれを還元してるという、こういうことが続いてありがたいんですけども、それはどの程度市民全体に行き渡ってるのかなということら辺がちょっと分かりにくいんで、当局側も分かりにくいでしょうけども、どう思ってるんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） これまでに２０２０年度

予算としましては２６号になります。新年度予算につきましても、当初予算に盛り込んだもの、１号補正、さらには２号補正もというようなところをお願いしたいというふうなところを考えております。

正直、多岐にわたる予算編成を行ってまいりましたけれども、それぞれ対象がある中で、全く対象から漏れるといいますか、私は関係ないわというような方おられるかもしれませんが、幅広く感染症予防からアフターコロナまで、予算をお認めいただいてというふうに考えておりますので、本当に答えにはなっていないかもしれませんが、それなりに、それぞれの人に支援なり恩恵が行ってるものだというふうに信じております。以上でございます。

○分科会長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 言われたとおりだと思いますけど、こっちも一々当たったりするわけじゃありませんけども、利用されてる人が、やっぱり満遍なく市民にわたって、厳しい状況であってもありがたいな、助かるなど、こういうふうに思っただけることが一番ありがたいわけですし、一々調べることはできませんしょうけども、ひとつそういうことも意識して取り組んでもらいたいと思います。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、報告第１号、専決第４号は承認すべきものと決定しました。

次に、第２８号議案、令和２年度豊岡市一般会計補正予算（第２５号）を議題といたします。

第２８号議案中、当分科会に審査を分担されまし

たのは、所管事項に係る歳入予算補正、全項目の person 費を含む歳出予算補正、繰越明許費補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額等の減額が主なものであります。十分な質疑時間を確保するためにも、当局には不用額等の減額の場合は高額な部分を、また、不用額等以外の場合は特に必要があると思われる部分を説明いただくよう依頼しております。よって、そのような部分がない部署からは説明がありませんので、委員の皆さんはそうにご理解願います。もちろん質疑は可能であります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、次に、人事課から全体の person 費を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

どうぞ。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の265ページをお願いいたします。第28号議案、令和2年度一般会計補正予算（第25号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から8億744万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ593億605万1,000円とするものでございます。繰越明許費の補正を第2条、債務負担行為の補正を第3条に、さらに地方債の補正を第4条に定めております。

270ページ、271ページをご覧ください。繰越明許費補正では、鉄道交通対策事業をはじめ、年度内にその支払いが終わらないものを、34事業になりますが、17億9,802万9,000円を追加し、1事業を変更いたしております。

272ページをご覧ください。債務負担行為の補正で、1事項の追加、2事項の廃止、8事項の限度額の変更を行っております。

273ページをご覧ください。地方債の補正では1事業を追加し、16事業の限度額を変更いたしております。この25号補正であります。先ほど委

員長からもありましたように、ほとんどが精算等に伴う減額であります。それとは別に、国の3次補正に伴う増額分もございます。新規事業と2021年度予算の前倒しの両方があるというような状況でございます。

概要は以上でございます。続きまして、財政課の説明をさせていただきます。

まず、歳出ですが、313ページをご覧ください。一番上の枠の一番下にあります財産管理費でございます。コロナ対策の指定管理者支援金につきまして、交付額確定により1,004万5,000円減額するものでございます。

次に、387ページをご覧ください。土地取得費でございます。こちらにつきましては、太陽光発電特別会計における太陽光発電の施設管理費が減額になったということで、その歳出が余る分につきまして、一般会計の繰り出しのほうに回すというような内容でございます。一般会計から見ますと繰入金が増加するということになりまして、その分を財源といたしまして、竹貫の太陽光発電の土地を土地開発基金から買い戻すということでございます。14万1,000円の増額ということで、今年度の総額としましては2,914万6,000円となります。面積にしますと1,957.66平米ということでございます。昨日、2021年度の方で48%というお話をいたしました。令和2年度では42.3%の買戻しができるということになります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。293ページをご覧ください。一番上の段の2行目ですけれども、地方創生臨時交付金でございます。今回財源の調整を行っております。2億1,360万7,000円の増額といたしております。

次に、299ページをお願いいたします。一番下の段の一番上になります財政調整基金の繰入金ですが、8億4,470万円を減額いたしております。このうち8億3,040万円の減額分が財源不足分の収支調整として繰り入れしたものを減額するものとなります。現計予算の財源不足額の繰入額は16億6,651万7,000円となりますので、差

し引きしますと補正後は約8億3,600万円を繰り入れるという状況でございます。

また、年度内の今後の財政収支見通しにつきましては、地方債や特別交付税、地方譲与税など、現時点では確定していないものが多くあります。これらが確定した段階でさらに補正の必要が生じることとなります。その際には、財政事情を勘案する中で所要の専決補正をしたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 山本人事課長。

○人事課長（山本 尚敏） まず、人件費につきまして説明させていただきます。人件費につきましては、令和2年度人件費3月補正予算の主な理由（一般会計）ということで1枚物にまとめておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、報酬でございます。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○人事課長（山本 尚敏） まず、報酬でございますけれども、報酬の減額です。これはパートタイム会計年度任用職員に係る報酬の不用額を減額するものでございます。

次に、給料です。給料につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の不要分と、それから、育児休業等に入りまして給料の支給がなくなった分、そういった不用額を減額するものでございます。

次に、手当です。手当につきましては、人事院勧告に準じて減額いたしました期末手当や、随時変動のあります通勤手当や住居手当等、こういった手当の不用額を減額するものでございます。

続きまして、共済費です。共済費につきましては、報酬とか給料の減、それから期末手当の減、これに伴う共済組合や社会保険料、これらに連動して減額になる不用額を減額しておるものでございます。

次に、負担金です。負担金につきましては、4,397万9,000円の増額ということにしております。これにつきましては、今年度末に退職いたします職員の退職手当組合に支払う特別負担金の増

額でございます。

最後に恩給です。先ほど恩給条例の廃止ということでありましたけれども、最後の受給者が10月にお亡くなりになりました。その後、支給予定だった分を不用額として減額をしております。人件費につきましては以上です。

次に、人事課の所管分の事業費の分でございます。議案の311ページをご覧ください。

上から10行目のところに職員研修事業費がございます。429万2,000円の減額としております。これにつきましては、新型コロナの影響によりまして、例えば自治大学校とか、全国市町村国際文化研究所や日本経営協会、こちらのほうに出かけていって受講する研修につきまして、中止になったり、参加を見合わせたりとかした分や、広域協のほうで実施します新入職研修が、当初泊つきの研修だったのが、宿泊がなくなったということで、その分負担金がなくなりましたので、そういった負担金と、それから、出かけていって受ける研修に係る旅費、こういったものの不用額につきまして減額しているものでございます。

次に、歳入でございますけれども、303ページをお開きください。下から10行目のところに研修費助成金がございます。先ほど歳出のところで研修の減による不用額を落としましたけれども、こういった研修に係る市町村振興協会から受ける助成金につきましても、研修参加の減少に伴いまして減額をしているものでございます。説明につきましては以上です。

○分科会長（西田 真） 安藤議会事務局次長。

○事務局次長（安藤 洋一） 議会事務局分について説明いたします。

309ページをお開きください。上段の議会費です。人件費と議会管理費につきましては、執行見込みによる不用額の減額としております。議会運営活動費につきましては、新型コロナウイルス等の影響により議員の行政視察を実施できなかったこと、また、全国市議会議長会総会等が書面決議で行われたことなどにより不用額が生じ、費用弁償を減額して

おります。説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 313ページをご覧ください。中段の枠になります。枠の一番上、企画調整費、但馬広域行政事務組合負担金につきまして86万7,000円を減額するものです。今年度から但馬広域に派遣されている県及び市町の職員の人件費につきまして、人事異動等により余剰または不足があった場合、負担金の返金または負担追加することとなりました。今年度は余剰が生じ返金されることとなったため、予算を減額するものでございます。

次に、321ページをご覧ください。ちょうど中段になります多文化共生推進事業費につきまして、71万9,000円を減額するものです。今年度、神戸大学と外国人住民に関する調査研究を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定していた調査等ができませんでした。よって、負担金60万円と先進地視察に係る旅費11万9,000円を減額いたします。説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 若森政策調整課参事。

○政策調整課参事（若森 洋崇） 政策調整課の所管のうち、行財政改革の部分につき、ご説明いたします。

311ページをご覧ください。説明欄、上から4つ目の事業、戦略的政策評価事業費167万7,000円の減額でございます。うち、業務委託料、戦略的政策評価支援業務でございますが、職員に対して職員が戦略的なものの考え方を身につけたり、戦略体系図を作成したりする研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでしたので、減額するものでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） 土生田政策調整部次長。

○政策調整部次長（土生田 哉） 271ページをご覧ください。繰越明許費の変更でございます。12月議会の段階で、一旦繰越明許費、地域デザイン懇談会を年度内、3分の1しかできないだろうということで、3分の2の繰越明許費をお

認めていただいております。その後、1月になって緊急事態宣言の発出がございました。改めてスケジュールを組み直しして、地域デザイン懇談会を、今、実質的にスタートしようとしております。今回、繰越明許費を256万3,000円増額させていただき、地域デザイン懇談会の運営支援につきましては全額を繰り越すことといたしました。以上でございます。

○分科会長（西田 真） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 防災課関係につきましても、実績見込みによる不用額の確定というもののなんですけども、まず歳出から説明させていただきます。

367ページです。2枠目の中段ぐらいにある非常備消防事業費というのがございます。910万8,000円の減というものでございますが、コロナウイルスの感染症の蔓延に伴って、訓練とか、出初め式とかのいろんな事業ですとか会議などの中止に伴って減額とするものでございます。

その枠の次の枠でございます、その真ん中辺りに消火栓管理費というのが100万円の減となっているんですが、これにつきましては、県道の改良工事の遅延によって1基が未施行ということで減額するものでございます。

続きまして、369ページでございます。3行目辺りに防災行政無線の整備事業費がございます。2,568万7,000円の減というもののなんですけども、これにつきましては主な理由といたしましては、IP無線関係、こちらを導入しとるんですけども、その利用料であったり、この無線機を導入するときの入札減であったり、整備工事費につきましては、工事費の確定に伴う精算によって減になっているものでございます。1枠目のすぐ下に避難所充実事業費、47万7,000円っていうのがございますが、これは津波避難場所の整備を予定されていた区が整備を取りやめられたということの減額になっておるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

305ページをお開きください。下から2枠目のところにあります消防債のところでございます。先

ほど説明いたしました消火栓が真ん中にございます。その関係の減額によるもので、歳入も減ってるというものでございます。また、同じ枠、下から2枠目の消防防災設備整備事業債のデジタル防災行政無線につきましては、先ほど歳出で説明いたしました事業費の減額に伴うものでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、こちらにつきましては271ページでございます。中段辺りに消防費という、消火栓管理費がございますが、こちらにつきましては、水道の老朽管の布設替え工事をするんですけども、それが繰り越されるということに伴って8基ほど繰越しということで、こちらに上げさせていただいております。防災課からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 太田垣総務課長。

○総務課長（太田垣健二） それでは、歳出から説明を申し上げます。総務課が所管いたします事業のうち6つの事業につきましては、決算見込み、あるいは事業費の確定により不用額を減額するものですが、1事業については財源更正のみ行うものです。主なものについてのみ、説明を申し上げます。

309ページをご覧ください。右下の一般管理費でございます。一般管理費全体で1,763万8,000円を減額するものですが、主なものとしたしましては、次のページ311ページをご覧ください。補助金、地区集会施設整備費でございますけども、これを、決算見込みを踏まえまして、1,200万円減額をいたしております。

続きまして、327ページをご覧ください。右側の真ん中辺りですけども、特別定額給付金支給事業費でございます。この事業そのものにつきましては、昨年8月28日に完了しておりますけども、今回、事務費の精算が完了いたしまして、事業費全体が確定したことから、2,289万4,000円減額をいたしております。

続きまして、331ページをご覧ください。右上の2つ目の欄のほうの人件費でございますが、これは国勢調査に係ります指導員あるいは調査員報酬でございます。これも調査が終了しておりますので、

報酬額が確定したことから、200万円減額をいたしております。

続きまして、歳入でございます。

289ページをご覧ください。右下の特別定額給付金給付事業費補助金でございます。先ほど歳出でも説明申し上げましたけども、事業費が確定いたしましたことから、3,795万1,000円減額をいたしております。

続きまして、297ページをご覧ください。右側の真ん中辺りですけども、国勢調査事務委託金でございます。こちら先ほど歳出で説明申し上げましたけども、調査が終了し、事業費が完了いたしましたので、275万8,000円減額をいたしております。

総務課からは以上でございます。

○分科会長（西田 真） 上田総務部次長。

どうぞ。

○総務部次長（上田 篤） 321ページをご覧ください。主なものをご説明いたします。

中ほど、下のほうに子育て中の女性の就労促進事業費で60万5,000円の減額がございます。これは、プチ勤務と言われます少日数、短時間の勤務で、子育て中の女性と市内事業所とをマッチングするというような取組を2018年度、2019年度と実施してきたんですが、2020年度については、コロナ禍による雇用情勢の激変により実施できませんでした。

これに代わるものとして、社会福祉課と共同で、子育て中のシングルマザーの正社員化、収入アップを目指した就労促進のためのパソコン基礎スキル習得セミナーへの変更を実施しました。その事業の実績見込みとして、今回、60万5,000円の減額補正を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

303ページをご覧ください。中ほどに、事業負担金、ワークイノベーション推進事業負担金として104万円の減額を計上いたしております。この中身ですが、市内の事業所向けの意識調査と、あと、あんしんカンパニーという、この月末に発表いたし

ます表彰、審査に係る事業所の負担金を、合計で74万円計上しておったんですが、コロナ禍における企業支援の一環として、関係団体と調整の上、これについては免除といたしました。その74万円の減額と、「お仕事カタログ」作成負担金ということで、これはプチ勤務、このプチ勤務は実際実施しませんでしたので、その負担金が30万円、合計104万円の減額補正を計上いたしております。

その他は、実績見込み等による不用額の減額でございます。以上でございます。

○分科会長（西田 真） 中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） それでは、317ページをご覧ください。下から14行目、行政情報化推進事業費です。欄の一番下になりますけども、事業用備品につきまして、ウェブ会議用のモニター等の額が確定したことにより、6万9,000円減額いたしております。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 土生田コミュニティ政策課長。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） 321ページをご覧ください。上段のほうになります地域コミュニティ推進事業費ということで、190万4,000円減額になります。新型コロナウイルス感染症対策によりまして、事業の実行体制を変えましたので、減額になりました。

次、管理費です。1,067万6,000円の減額です。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の設備等の改修、それから更新などを行いまして、実績見込みとなります。

コミュニティ政策課からは以上です。

○分科会長（西田 真） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 327ページをご覧ください。一番下の賦課徴収事務費でございます。手数料ですけど、この手数料につきましては、不動産公売に係る価格調査のための鑑定手数料でございます。鑑定が必要な物件が確定したことによる不用額による減額でございます。

続きまして、歳入です。

282ページ、283ページをご覧ください。市税、市民税で、個人市民税につきましてです。決算見込みによりまして、2,500万円の追加補正をいたします。

次に、その下、軽自動車税でございます。種別割につきまして、決算見込みによりまして、250万円の追加補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 山根竹野振興局地域振興課参事。

○竹野振興局地域振興課参事（山根 哲也） 私からは、竹野振興局地域振興課分について説明をさせていただきます。

377ページをお開きください。下の枠7行目ですが、今年度、第20回をもちまして事業終了いたします仲田光成記念全国かな書展開催事業費133万2,000円の減額になっておりますが、こちらは事業完了に伴う精算によるものですが、特に今年度はコロナ禍での開催であったため、書道パフォーマンスや表彰式の中止、審査方式も、東京在住の審査員の来豊による本審査の取りやめなどによりまして、報償金、費用弁償等で大きな不用額が生じたものとなっております。

私からは以上です。

○分科会長（西田 真） 今井出石振興局地域振興課長。

○出石振興局地域振興課長（今井 謙二） 379ページをお願いします。下から15行目の伝統的建造物群保存地区保存事業費についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会、研修会などが中止になりましたので、それに伴い、不用額を総額で259万9,000円減額するものです。

1枚めくっていただいて、381ページをお願いします。上から2行目、永楽館管理費については、換気設備等改修工事の入札減などに伴い、不用額を総額で352万3,000円減額するものです。

私からは以上です。

○分科会長（西田 真） 三笠会計課長。

○会計課長（三笠 孔子） それでは、歳出から説明

します。313ページをお開きください。上のところですけど、基金管理費です。会計課の分につきましては、歳入の基金運用利子収入から果実運用分の利子収入を除いた額を積み立てるということで、2年度末の利子収入見込みを整理して、当初予算との差額を補正するものです。括弧利子って書いてある分の合計が、積立金のうち54万2,000円、それから、ちょっと下のほうですけど、土地開発基金繰出金の運用利子の分が2,000円、合計54万4,000円の増額となります。

続きまして、歳入です。297ページをお開きください。一番下のところの基金運用利子です。合計で55万1,000円、このうち果実運用分、福祉基金、水と土保全対策基金、植村直己顕彰基金の利子分7,000円を引きまして、積立額が54万4,000円、先ほど歳出で説明したとおりとなります。これにつきまして、収入見込みで整理したものです。以上です。

○分科会長（西田 真） 吉谷消防本部次長。

○消防本部次長（吉谷 洋司） それでは、365ページをご覧ください。下段の表、説明欄中段の職員研修費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、県消防学校初任教育の研修日数が短縮されたことにより減額するものでございます。

次の一般管理費は、同じく新型コロナウイルス感染症拡大により、各種会議や講習会が中止になったことに伴い、通行料を減額するものでございます。

次の消防活動事業費は、防火手袋等の事業費確定に伴い減額するものでございます。

続いて、367ページをご覧ください。一番上、消防装備管理費は、救命ボートの事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、中段にあります豊岡消防署消防設備・施設整備事業費は、支援車と搬送車、城崎分署消防設備・施設整備事業費は、ブーム付消防ポンプ自動車、出石分署消防設備・施設整備事業費は、高規格救急自動車の事業費確定に伴い減額するものでございます。

続いて、305ページをご覧ください。歳入でござ

いますが、表の下から2段目の消防債ですが、消防防災施設整備事業債につきましては、ブーム付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、支援車及び搬送車の事業費確定に伴い減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

ここで分科会を暫時休憩します。再開は10時50分。

午前10時38分 分科会休憩

午前10時48分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

質疑はありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第28号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第50号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず財政課から全体概要を含めて説明をいただき、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願います。

それでは、順次説明願います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書追加分のほうでございます。21ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

第50号議案、令和3年度一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条で歳入歳出それぞれ3億5,016万7,000円を追加して、総額を484億7,316万7,000円とするものでございます。

本案の概要ですが、2点ございます。1点目が、新型コロナウイルス感染症対策で、自宅待機の感染症、外国人の支援、経済対策や給付金支給による事業者の支援、また観光支援、さらに豊岡市出身の大学生支援などを盛り込んでおります。

2点目としましては、昨年12月からの大雪により、農業用パイプハウスや農業用倉庫が倒壊してしまっております。これらのパイプハウス等の再建及び解体撤去費用に対し補助しようとするものでございます。

財源といたしましては、30ページ、31ページをご覧ください。国庫補助金の地方創生臨時交付金、県補助金のほか、財源調整につきましては、財政調整基金繰入金で行っております。概要は以上でございます。財政課が所管いたします歳出はございません。

財政課からの説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 和田秘書広報課参事。

○秘書広報課参事（和田 征之） それでは、秘書広報課関係予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出について、33ページをご覧ください。説明欄の1つ目の枠、多文化共生推進事業費でございます。金額は205万5,000円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に関しまして、市内の在住外国人に対して相談体制を整備しようとするものでございます。委託先は市内の外国人支援団体の2団体を予定しております、委託期間は来年度の4月から2月頃までを予定しているところでございます。なお、金額につきましては、相談時間数の実績に応じて精算することとしております。

続きまして、歳入につきまして、31ページをご覧ください。説明欄の1つ目の枠、地方創生臨時交付金でございます。金額2億7,160万8,000

0円のうち、歳出と同額の205万5,000円がこの多文化共生に係るものでございます。以上でございます。

○分科会長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託及び分科会に分担されました案件の審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから、何かありましたらご発言願います。当局の皆さん、ありませんか。委員の皆さんありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ここで分科会を暫時休憩します。

午前10時53分 分科会休憩

午前10時59分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

それでは、議事順序を変更し、4、報告事項、（1）個別施設計画の策定及び第1回地域デザイン懇談会の開催についてに入ります。

なお、説明補助員として、植田公共施設マネジメント推進室長補佐を出席させたいとの申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、説明を願います。

正木政策調整部参事。

○政策調整部参事（正木 一郎） お時間を取っていただきましてありがとうございます。

今回、私どもの案件としては2件、それから、も

う1件、報告事項ということで報告をさせていただきます。

まず最初に、個別施設計画の策定及び第1回地域デザイン懇談会の開催につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西田 真） 土生田政策調整部次長。

○政策調整部次長（土生田 哉） お手元、タブレットのほうにデータをお送りしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず、個別施設計画の策定についてということで、これはおさらいになりますけれども、今回、個別施設計画をなぜつくっているのかということで、国からの通知をおつけしております。

資料1ページということで、もともと令和2年度までに個別施設計画を策定しなさいということで、国から指示が来ております。それをつくった上で、なおかつ令和3年度中に、総合管理計画の見直しをするという作業がございます。また、令和2年度中に策定をしたものにつきましては、今後、公適債という起債の発行も認められてくるという仕組みになっております。

次のページ、2ページでございます。こちらでは、イとして、財政上有利な公共施設等適正管理推進事業債、こちらが、現在充当率90%、本市の場合では、交付税の措置率が50%になります。こちらは、個別施設計画に位置づけられた事業でなければ起債が発行できない。新年度予算でございますと、例えばWeぷらざなどもその個別施設計画に今回載せることによって、起債発行が認められるものでございます。このため、豊岡市では個別施設計画の概要として、今回、この公適債を活用するための必要条件、これを満たすために策定を行います。

対象施設でございます。既にコミュニティセンター、学校等につきましては、長寿命化計画を個別につくっております。それらを除きます349の施設を今回対象といたしております。

劣化調査につきましては122施設で行いました。例えば庁舎等でありましたら、このように現地に赴いて、直接現地調査をしていただいて、写真も

撮り、劣化状況を確認してきたというものでございます。

それから、計画期間として今回定めましたのは、公共施設等総合管理計画、それから公共施設再編計画の改編スケジュール、こちらとリンクをさせるため、2021年度から2035年度と15年間を予定しております。

ただ、こちらにつきましては、今の第1期の公共施設再編計画、こちらが10年間のスパンでやっております。既に1期が5年経過をしておりますので、短いスパンで個別施設計画をつくることはあまり効果的ではないだろうということで、1期、2期を見越した上での個別施設計画としております。

ただ、ここの中で、エに書いております今後の施設の方向性でございます。ここにつきましては、基本的には、これまでに策定しております公共施設再編計画の第1期中の方向性、これは2016年から2025年度までの計画期間でございます。ここを基本としておりますけれども、一部状況変化を加えております。

ここに加味したものとして、主なものを列記しております。豊岡健康福祉センターでございます。こちらにつきましては、真ん中がございます再編計画の方向性の中では継続といたしておりましたが、昨今、新文化会館の建設位置等のことがございまして、今後の方向性を、これまで委員会でご答弁申し上げております「隣接公共施設の解体・周辺環境整備にあわせ、廃止を検討」という記述に書き加えをいたしております。

健康福祉センターにつきましては、これまでから検討という方向でここは変わっておりません。施設機能を見直し、複合化・民間委託等を検討ということで、あくまでも検討をするということで、決定したものではないという、ここによって、公適債等の発行可能と。例えばリノベーションする際に公適債の活用が期待できるということもありますので、このような書きぶりをいたしております。

竹野老人福祉センターにつきましては、既に条例廃止をお認めいただきまして、普通財産として民間、

竹野浜自治会にお貸しをするという形で、今準備の作業が整えられております。

それから、給食センターでございます。豊岡、日高、出石でございますけれども、こちらにつきましては、子供たちの急激な減少、給食の提供食数と道路事情の大幅な変更がございます。児童生徒数の動向を見極め、機能集約を検討ということで記載をいたしております。3施設をそのまま存置する必然性、必要性があるのかどうかと、冷静に分析する必要があるのではないかと。特に道路事情が著しく変わってきていることと、児童数が著しく減ってきております。同じ施設規模が本当に必要かどうか、特に建物というよりも、そこに入ります機械設備が給食センターの場合、著しく高い、高額なものになりますので、その判断をもう少し検討が必要だろうという書きぶりでございます。

3ページ側でございます。こちらには、幼稚園、保育園関係を記載いたしております。こちらにつきましては、それぞれ今後の方向性の記述につきましては、この表の最下段に記載のとおり2021年2月16日策定の豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画、こちらに基づく再編、統合計画をそのまま転載をいたしております。こちら側で判断したものではないに、このあり方計画に基づく記述とそごを来さないように、誤った情報を市民にお伝えしないようにという形で、こちらの記述を、こちらにはその計画に基づくものだとすることを明記しております。こちらの個別施設計画で判断をしたものではないということでございます。

それから、オということで、現在、別途進行中の地域デザイン懇談会、ここの中で多様な市民の方々からのご意見をいただくことを想定いたしております。方向性の見直しを当然考えなければならないものも出てこようかと思っておりますので、その場合には、今後、2026年度から第2期の再編計画を今度につくらねばなりません。その段階で方向性の見直しを検討させていただきたいと。あくまでも公適債の発行条件を満たすため、現在はここの形で記述をしておりますけれども、ここでは流動的に考

えていきたいというものでございます。

それから、本計画における対策経費、これは国が示す基準に基づいて記載をしております。ただし、全て消費税は含まれておりません。あくまでも国交省が示す数字、総務省が示す数字等は、全て実施単価ではございませんし、消費税を含んでいないということでございます。実施時期につきましても、財政負担の概要を算出するために、この時期、当該年等に数字が上がっているということでございまして、将来の、例えば改築時期であるとか、解体時期であるとか、更新時期、これを確定させたものではなく、数字の計算上、この年度にあると。今後の将来想定されるリスクはこれぐらいある、財政負担はこれぐらいあるという、そこでお考えをいただきたい。ここに書いてあるから、この年度に修繕するのだなというものではないと。せんだつても、コミュニティセンターで特定の財源が調達できたので、前倒しで空調設備を更新したりということもございましたので、あくまでもこれは一定の方向性、目安というふうにお考えをいただきたいと思います。

それから、計画の中で、施設保全の考え方として今回書き加えております、4ページでございますけれども、施設改修の際には、省エネルギー設備を積極的に導入する。ここの記述を1つ入れております。二酸化炭素排出量を減らすということは、これはもう自治体の責務であろうと考えております。

それから、今日的課題として感染症予防対策、これにつきましても、今回補正予算等で多数お認めをいただきましたけれども、これらはまだまだ今後の施設整備に当たって、もしくは続くことが必要だろうと思えます。あくまでも安全、安心な公共施設を維持していくこと。それから、大規模改修や更新を実施する際には、多様な利用者の方々を考慮して、ユニバーサルデザインという、これも公適債の区分の中に、ユニバーサルデザインという名称がうたわれておりますので、可能な限り、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めていきたいということを明記しております。

修繕・更新費用の算定方法につきましては、以前

は総務省ソフトで、延べ床面積に建築用単価を掛け、それから一定の年数、30年なら30年、60年なら60年に一気に建て替えるんだという経費でございました。今回は、国土交通省の監修に基づきますライフサイクルコストに準じております。部位別に、例えば空調機器なら空調機器、外構なら外構ということで、少し部位ごとの単価を見ておりますので、試算精度については若干の向上を見ております。それから、修繕周期につきましても、一気に山が来るということではなしに、なだらかな修繕周期をお見せするという形になっております。

ライフサイクルコストの試算では、現在、私どもが今回策定しましたものが、年間12.9億円程度、今後の15年間、毎年毎年12.9億円程度の事業費が必要になるということで、こちらは5ページに概要を記載しております。

5ページで、予防保全施設ということで、これは庁舎であるとか、消防庁舎等、今後も引き続き活用が見込まれるもの、継続利用をするものということで、こちらは耐用年数ではなしに目標使用年数として、通常の耐用年数を超える、鉄筋コンクリートであれば80年、木造等であれば50年を使うという目標値で計画をしております。数字の積み上げでございますが、今後、15年間で、年平均10億円程度のお金が必要であろうと見ております。

それから、事後保全施設でございます。40施設を考えておりますが、こちらの中では除却等の時期を標準使用年数として、これは耐用年数に基づき鉄筋コンクリートであれば60年、木造であれば40年を標準に使用年数と見た上で、保全計画としては事後保全という形で取っております。あらかじめするのではなしに、対応が必要なタイミングで行うということの試算でございます。年額で1億7,200万円、15年平均でいきますと、年平均1億7,200万円程度が必要であろうと見込まれております。

それから、次のページ、6ページでございます。小規模施設についてでございます。小規模施設というのは、消防団の車庫であるとか、既に用途は廃止

したもの、消防団車庫等につきましては、これはあくまでも今後必要でございますので、そのタイミングで更新するという経費を積み上げております。そのうち、表の下のところには行政財産として、事後保全による修繕・更新、建て替え費用を算出しておりますものは、主には消防車庫等でございます。消防団の車庫等については、確実に今後も消防団を維持していく必要がございます。ただ、普通財産、既に廃止済みの施設につきましては、修繕経費、除却経費等を見込んでおりません。これは、基本的に普通財産等は公用を廃止してしまっている、もう既に用途を終えてしまっている施設ですから、できれば可能な限り、建物付で処分をする。例えば先方さん、譲り渡した方々に処分をしていただくという方法、そういうことも今後考えていくべきということで、行政側が経費負担をしていくのか、それとも売却するときに解体経費を値下げした上で、それを織り込んで売却するという、既に先進事例がそういうケースも出てきておりますので、今後、そういう検討が必要だろうということで、こちらについては見込んでおりません。

現在、ただ、ここの小規模施設のうち、2022年に著しく経費が増嵩するグラフが現れております。ここの部分につきましては、既にもう標準使用期間の60年、もしくは40年を過ぎてしまったものは、統計法上、一番前の年度に持ってこざるを得ないということで、ここにピークの山が来ております。消防施設、消防団の車庫等ございましたら、既にもう耐用年数を経過しているもの、標準使用年数を経過しているものがあります。ただ、それも機械設備があまり中に存在していないので、箱だけの施設も多数ございます。空調等がなければ、逆に言うとうと、躯体さえしっかりしてればまだ使えるというものが多数ございますので、こういう形で今、経費上は乗ってきているということでございます。

今度は7ページでございます。今回の個別施設計画で、先ほど申し上げた12.9億円と申し上げたのが、ここの7ページの上の表でございます。今後、15年間で12.9億円、年平均で必要になってく

るということで、解体であるとか、除却等の費用で
ございます。一応5年ごとで、前期、中期、後期と
いう形で、2025年度までは前期、2030年度
までは中期、2035年度までは後期として、グラ
フで表しております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思い
ます。これまでに策定をされました公共施設のうち、
箱物でございます、こちらの個別施設計画の概要で、
こちらは15年間平均で28.3億円が必要だと、
現在、計算上、出ております。

9ページでございます。表としてお示しをしてお
りますが、一番上には公共施設と総合管理計画、バ
ーチャートを表しております。2段目が公共施設再
編計画のバーチャートで、1期が、現在2025年
度までということで、実線で表しております。ここ
から以降につきましては、10年ごとに更新をして
いくと。それから、既に個別施設計画ができており
ますが、1番から5番まででございます。コミュニ
ティセンター、体育施設、学校施設、それから出
石の庁舎、それから公営住宅等の長寿命化計画も既
に策定をされております。それらの中で、普通建設
事業に当たるもの、保全費用に当たるものを類推し
て、維持費の部分については除却をしております。
既存の計画の合計は、①から⑤、小計Aと書いてお
りますが、15年間で年平均15.5億円が必要だと
されておりました。

それに、今回、私どもが策定いたしました個別施
設計画、12.9億円が今回の平均でございます。
各年度の事業量を仮置きしてみます。そうしますと、
プラスBということで、下から2段目の箱に、15
年間平均では28.3億円ということで、こちらに
は、一番上にお断りしております、個別施設計画
に投資的経費を単純に集計したものであり、事業費
や実施時期等確定したものではありませんので、
ここについてはご理解いただきたいと思います。

なお、文化会館の個別施設計画も既に策定をされ
ております。2018年度から2027年度までと
いうことで聞いておりますが、これも、取りあえず、
この同じ15年間の中で、平均値を取らせていただ

いた場合、4.6億円、各年度の事業費については。
ただ、こちらにつきましては、個別に財源を用意し
ているということでこれまでご説明をしております
ので、その部分、今回の試算値の中には入れて
おりません。

今後につきましては、10ページに、残り10年
間の部分を計上いたしております。

ここまでの個別施設計画でございまして、個別施
設計画というのは、このように多数ページの冊子に
なっております。現在、最終の数字調整をいたして
おりますのと、文言の字句訂正をいたしております。
年度内に完了した後、ホームページに公表させてい
ただきますし、議員の皆さんにも、またPDFファ
イルとして、データを、タブレットのほうに登載を
させていただきます。あくまでも公適債を発行する
ために、必要条件として必要であるということでご
理解をいただきたいと思います。

続きまして、2点目の地域デザイン懇談会の関係
についてご説明をさせていただきます。

11ページに日程等を記載しておりますが、開催
日程につきましては、2月25日に、それぞれ地域
の方々にお知らせをしております。竹野地域は3月
14日に、既に開催をいたしました。明日、城崎・
港地域で、それから、但東、出石、日高で、各個別
で行います。ここまでは既に周知をしており、3月
25日の市広報に広報する予定でございますけど
も、豊岡地域全市域を対象として、4月17日に行
う予定にいたしております。会場は市民プラザを予
定しております。

参加者につきましては、各地域での開催は、各振
興局にお骨折りをいただきまして、いろんな団体、
多様な地域からもご参集いただき、30名の方に参
加いただいております。豊岡地域につきましては、
全市民対象で、事前申込み、100人を募集予定で
ございます。キックオフのイベントとして講演会を
予定し、それから、後日、当日の模様を動画配信で
できるよう、と申しますのが、事前にこの業務を契約
した段階では、このコロナ禍の影響というのは、あ
る程度密を避けるということまでは業者指定をし

てたんですけども、ウェブ配信等につきましては、まだ詳細な試みをこの時点ではいたしておりませんでした。今回、リアル配信は難しいと思いますけれども、動画配信を後日できるように、多くの方にこの現状を知っていただける機会をつくりたいと考えております。

地域懇談会の傍聴につきましても、感染拡大防止の観点から、現在、対象者と人数を絞らせていただいております。事前申込みで、先着10名という形でさせていただき、基本的に開催地域に在住・在勤の方に今のところ限らせていただいています。これから感染状況の収束状況等を見極めた上で、また、豊岡市内でも連日、まだ発生状況が出てきているところもありますので、市の行事においてクラスターを生じさせないということは十分配慮しないといけないだろうと、私どもはそうように考えております。

地域での開催状況などは、市のホームページはもちろんでございますけれども、瓦版という手法、これも地域に応じて、回覧板でいいのか、全戸配布でいいのか、これが地域それぞれの固有の文化があるようでございますので、この辺は振興局側と調整をしながらお伝えをしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明が終わりましたので、質疑等あればお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） 説明ありがとうございました。ちょっとあまりにもスピードが速過ぎて、なかなかついていけなかったのが正直なところですよ。

やっぱりちょっと気になるのが、地域デザイン懇談会の昨日の説明と、今日の説明もちょっとこの中でいきますと、やはりかなりここの意見を吸い上げた中で、方向性を見いだして、見直しを検討するというふうな形だと思ってるんですけども、この辺り、もう一度ちょっと確認させてください。そうですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） あくまでも地域の皆さんに、地域にある公共施設、それから、今後必要な公共施設の機能というのをご議論いただく。例えば一施設が単独であるのかどうなのかということも踏まえてなんですけれども、市の財政事情、今後の人口動態もご理解をいただいた上で、本当に将来にわたって必要なものは何であるのかということにご意見を伺いたい。必要なものはご提言をいただいた中で、可能な限り、今後の財政負担の軽減等に資するものにあつては採用することも考えたいと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） そういった意味合いでいきますと、非常に少ないニーズの中で、ある程度決められていくっていうふうな形が考えられるんですけども、一部の方だけのご意見だけで進められるっていうのは、非常に大きな問題になるんじゃないかというふうに私は理解してるんですけども、その辺りは、どのようにピックアップした部分が、本当の意味合いで町民の皆さんが理解できる部分なのかっていうような部分になると、非常に大きな問題なと思うんですけども、その辺りはどうですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） この民意をいかにいろんな流れの中で酌み取るかということこそがデザイン懇談会で、そのために性別も、可能な限り男性、女性半数になるように、振興局でもご配慮いただいております。

ここで決定するというものではございません。あくまでも行政財産の改廃決定というのは、議会の皆さんにお認めいただくという手続が当然出てまいります。その過程に至るまでの意見を、いろんな意見をまず聞く場というふうに私どもは考えております。

○委員長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） すみません、何度もしつこうで。

非常に危険性を僕は感じてるんで、やはりこれだけで、地域懇談会の中でこの地域の部分っていうの

を判断して、また違う、今後出てきた中の答弁の中で、地域の皆さんがご理解したとか、地域の皆さんのご意見ですとかいうような部分で、それは本当の意味合いで全員が認められる部分であるのかどうかというふうな形は、これはしっかりと議論をした上での中でピックアップをしていただかなければ、これ、大きな問題になるのかなど。逆に言えば、これまでこういったケースで、想像以上に地域の皆さんが知らぬ間に、言い方悪いですけども、進められた計画の中で皆さんが困っているというふうな部分が、これまでの計画の在り方についても、非常にそういった懸念があります。

言葉は、何でしょう、検討検討というような言葉がありますけれども、実際、そういった中で答えが出てきたやつを、もういかにも決まりましたというふうな報告事項の在り方で市民の皆さんに説明をされてるっていうのは、教育の部分においても、先日来から私はいろいろ言うてる幼児教育の部分においても、子ども会議の緊急性で整えてすぐ出してもらった。いかにもそれがもう決まった事項のような形で報告されるっていうふうな意味は、非常に考えられるっていうふうな部分があると、この地域デザイン懇談会だけで答えを出す前には、しっかりと議会のほうに、また地域の皆さんに、本当にこれでいいのかどうかという部分を示した上で、万全な体制をしっかりと取った上で、曖昧な形でそういった計画を入れていくっていうのは絶対これは避けていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

はい。

○委員（田中藤一郎） 何か答弁があれば。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 市民の方々に、本当に昨日もお伺いをいたしました。全ての市民の方々にいかに情報を届けるかと、ここのところは大変難しい課題があるのかと思っております。ただ、少なくとも理解を得る努力はし続けていきたい。議会へのご報告というのは当然折々に触れてあっ

たり、またご報告の機会をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（田中藤一郎） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） デザイン会議のことですけども、やはり今言われたように、委員会メンバー、デザインのメンバー以外の市民からの意見の把握の仕方、ここが一番課題だと思うんですね。ホームページだとか、それから、瓦版などで周知する等はされておりますけども、この周知した後、それをどのような形で市民からの意見を取り入れて聞くか、これが一番私は課題だと思うんで、その辺の体制はどのように、先ほどもご答弁いただいたんですけども、どのように本当に具体的に進めていこうと思っておられるのか、いかがですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 市民の方々の意見をというのが、例えばこれがアンケート調査とかいرونなものをしていまして、果たしてそれが市民の方々の意見となるのかどうかという、ここも疑問を大変持っております。

私どもも今回、専門のパートナーを入れておりますので、ワークショップのメンバーの方々以外の意見もまたお伺いする必要があるのかどうなのか、その辺も今後の協議の中で確認をしていきたいと思っております。

ただ、多くの方々、施設をお使いになってる方、目の前に施設がある方は、確かに必要だとおっしゃる。ただし、一度も行かれたこともない、費用だけをずっとご負担なさってる多くの市民もいらっしゃるという、この辺の折り合いというのが大変難しいかと思っております。

ですから、今回もあくまで懇談会という、諮問だとか答申だとかということではなしに、あらゆるサービスを受けられる方もいらっしゃる、けども、費用だけを負担していらっしゃる方もいらっしゃるという、その中で様々なご意見をまずは伺うとこ

ろからスタートしたい、このように考えております。
以上です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） このデザイン会議は、大体何
回ぐらい開催される予定してるんですかね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 各地域6回を基本
と考えております。ただ、地域によって、施設数の
多い地域、少ない地域が確かに偏在をしております
ので、ここのところで、懇談会の熟度、議論の熟度
というのは当然変わってこようと思いますので、こ
の辺は6回を基本ということで、今考えております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 地域コミュニティを巻き込む
というのなかなか大変だとは思いますが、
私はその会議、地域によっては、この会場を、例え
ば地域コミュニティセンターに出前会場といいま
すかね、というようなことをすれば、その地域から傍
聴に来られるというようなこともあるんで、全てと
は言いませんけども、何回かはそのような方向性
というのも大切じゃないかなと思うんです。

聞くことによって、また違って意見を委員に伝え
るとかね、手を挙げて言うことはできないんでしょ
う、聞くだけです。だから、そういうことが地
域に伝わっていくと、市民に伝わりやすいというふ
うなこともあると思うんでね、また一度そういうい
ろんな会議等設定についても、会場の設定につい
ても、一度検討いただいたらというふうに思います。
よろしくどうぞ。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 会場の都合により、
竹野の場合は竹野南地区コミュニティセンターで、
もう既に開きました。今、議員がおっしゃったご意
見は当然もっともなことでございますし、参加され
るワークショップのメンバーの方も、ここの施設に
初めて来るという方もいらっしゃる。いろんな
地域に行くこと、そういうことも、今後ご提案を生
かしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（井上 正治） いいです、はい。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） これ、いよいよ市内全体のい
ろんな公共施設について、今後どうあるべきかとい
うことを検討するということですから、そのことは
大事なことだと思っておるんですよね。

ただ、行政側のペースで、金がかかるし、将来の
ことを考えると、統合したり、縮小したり、あるい
はなくすると、こんなことばっかり言ってお金を浮
かせるんだというような、言い方悪いけど、そうい
う発想に立ってもらいたいというのは、これまたちょ
っと違うように思うんですよ。

だから、今、土生田さん、説明されましたけども、
代表でその地域で開業する人はあるけれども、その
人たちの出身してる組織の代表者が、じゃ、広くそ
れをお伝えするのかなというとなかなかそんなこと
にならないと思うんですよね、これまでのいろんな
組織見たら。

しかし、本当はその地域の人たちが何を望んでる
かということ、しっかり図ってもらわんと、これ
は地域デザイン、上手な表現ですけども、いかに縮
小するかとか、そういう発想に立ってもらったら困
るなと思ったんです。なるべく施設は持たない、
お金がかかります、そのことを頭から否定するわけ
じゃないですよ。ないけれども、いかにして減らす
かという、その辺は代表者の方々がきちっと市民の
立場に立って、あるいは地域の立場に立って、絶対
必要なものは必要なもの、それから、これはそう
じゃないものということが判断できるのかなという
ところが。

行政側はその懇談会をされて、そこから決められ
たものをそのとおりに扱っていくという、こういう形
になる。いやいや、いろいろ出るけれども、市とし
ては、それはできないとか、無理とかいうことを、
やっぱり言わざるを得ないから、そうやって計画を
抑えるという形になっていくのかというところ辺が、
ちょっと僕は心配してるんですけどね。だって、今
度、傍聴いったって、10人ぐらいしか行けません
しね。傍聴行った人が、傍聴するだけです。会

議を邪魔することはできやしませんし、それはそうなんですけども。

そういった中で市が進めようとしてるのは、つまりなんとかして経費がかかるのをいかに抑えていくかというのは、最大の目的だと思うんです。そうじゃないですか。そうすると、地域のサービスだとか、地域の思いに沿った形でそれが決められていくという、あるいはつくられていくということになるのかということら辺は、非常には心配するところなんです。そんな心配してもらわんでも大丈夫だっていうことだったら、それはよろしいよ。どないでしょう。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） あくまでも少なくとも、解体していく、それだけに特化しているわけでは、本当に必要な公共サービスを維持するため、少なくとも危険な施設を残して使い続けるということが、多分一番駄目なパターンになってくるんじゃないかと。安全で安心してそこに住んでいただける、そのために必要なサービスを提供できる体制を、市民の方々と相談してつくっていく。あくまでも持続可能性のある施設サービスを提供するためにはどうするのかというお話合いの一助にしたいと考えております。

議員がおっしゃるようなご懸念もあるかも分かりませんが、そのところでは、あくまでも安全、安心な施設サービスを提供するためにどうしていくのか、そういうご相談の会にしたいと考えております。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 土生田さんの言われてることはよく分かるんですけどね。本当に必要かどうかという判断はなかなか難しいと思うんです。言い方、見方によって。たくさんの施設がありますから、言われてることは頭から全部否定をするということじゃないんですよ。ないけども、本当に必要なものかどうかという判断を、代表者の人たちはどこで判断するのかなってところ辺もあるんです。

行政側としては行政の思いがあってこういうふ

うにしたいと、長い間の市の維持もしていかなんわけですからね、というのを分かんことないけどね。そのところは非常に心配になるんです。過去、合併直後に、病院をどうするだとかいろいろ問題があったことも皆さん知っておられると思うんです。

出石の場合もそうでしたし。そういった中で、地域の声を聞くということをして出発を、物事を進めていくようにされました。これは非常にいいことだったんですけども、そこに行かれた会場によっては、必ずしも行政が思ったようにいかなかったこともあったし、周囲の方々の声も非常に強いこともあったしということを、私も経験しております。

そういう中で、今回、本当に大切な公共施設全体をどうするかということになってくるわけですから。その辺はやっぱり市民の思いというようなところ辺もよく酌んでもらって、お金を始末をせないかんし、限られた財源でどうするかということはあるけども、そこはやっぱり行政マンとしてはどう保障していくかということだって、常に考えてもらわな困るな僕は思っとなです。と思いますけども、どうでしょう。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） あくまでも必要な機能、市民サービスを確保するという、市民の暮らしを守るという必要性は十分認識いたしております。ただ、他方で、次世代に負担だけを先送りすることのないように、ここにも十分配慮して、お互いその折り合いをつけていく、そういう懇談会にしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今おっしゃった後世に負担をかけないという、これ、どういう理解したらいいのかなと思うんですけどね。今生きてる人はどうせ死んじゃうわけですね、順番にこう。そうすると、我々が、例えばですよ、建設した。しかし、いろんな問題点が起こりますわね。それについては、後世に負担をかけないように言っただって、順番に建てていってなくなる、建ててはなくなる、こういう形

で進んでいくんですからね。今言われたように、どうかな、思うようにいくのかなというふうな気がせんことはないんです。あまり偏った言い方はっていないんですか、言うべきじゃないかなと思うです。ちょっとすみません。

○委員長（西田 真） 暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 委員会休憩

午前 11 時 38 分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） 今述べましたんですけども、その点について簡単にお答えもできないでしょうし、やり方という点では、市民の声も聞いてもらってというふうには思っております。答弁は結構です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（奥村 忠俊） ええ。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

竹中副委員長。

○委員（竹中 理） 今いろんな議員の方の疑問があるのは、やっぱり市民の方がそれだけ多分関心がすごいあるからだということだと思うんです。

密閉されたところで話しされてるのが、市民の方がどういうふうに思ってるのか。また、コロナで先着 10 名とかいう形であるんだったら、逆に、例えばユーチューブのオンライン、ライブ配信とかで、皆さんに見てもらえるような形で体制を取ったりとか、ちょっと Zoom はできるかどうか分からんですけど、要はそういう閉ざされた中で話じゃなくても、皆さん参加できて、関心のある人が見れるような、そういうふうなことをすることによって払拭できるんじゃないかなと思うんですけども。その辺、ぜひ、別にそれは今どうこうじゃないですけど、ぜひ……（「いや、すぐどうこうしてもらわな」と呼ぶ者あり）検討していただけたら思うんですけど、その辺、どうでしょうか。

それと、あともう 1 個、豊岡地域でキックオフでイベントされる 100 人程度ってあるんですけど、その講演会とかは別に見なくてもいいんですよ、た

だ、話の中の内容が分かればいいんで、講演会は別に 100 人で、来られた方のためにとかじゃなくて、別にそここのところは見なくてもよかったら見なくていいんで、その議論してるとこだけを皆さん関心があると思うんで、その辺、何かできると思うんですけど、やろうと思えば。コロナだからできることもあると思うんです。なので、その辺検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 当日の模様等につきましての実況というのがなかなか私ども、まだ今、即答をいたしかねます。

ただ、資料は、こういう会場でお配りする資料であるとかというのは、ホームページ等にアップしてご提供できるようにしたいというふうに考えております。

特に、議論の中をリアル配信というのが、多分参加なさる方々、質問だとか当日の模様が、筋書とかストーリーのあるものではなかなかないだろうと思っております。そこには、参加者の方々への配慮も当然必要であろうと思っておりますので、この辺をどう折り合いをつけていくのかと、検討課題とさせていただきますと思っております。

○委員長（西田 真） 竹中副委員長。

○委員（竹中 理） そうやってオープンにされるからこそ、そういう発言を慎重にするっていう、我々も議会で、ネットで中継されて、見られてるっていうことであって、そういう発言のことにに関して、すぐくやっぱり気を遣うわけですよ。そここのところを参加される方も意識持って発言されると、また中身変わると思うんですけども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。答弁いいです。

○委員長（西田 真） いいですか。

ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） ちょっとすみません、何度も。ちょっとこれはお願いというんか、ぜひ絶対やっていただきたいというのは、やはりこの地域デザイン懇談会始まる時には、この重要な部分、今度、2

期再編計画の方向性の見直しの、場合によってはというふうなんありますけれども、くれぐれもこういった重要な施策に反映されると、皆さんの意見が、場合によっては地域の施設等々の方向性を決まるんですっていうことは、必ず、毎回しっかりと、来られる方には説明をしてください。これは重要な施策の一部に関わる案件ですと、書いてあるんですから、検討するっていうことは。この大きい部分をしっかりと来られる方には説明すべきです。それは約束できますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部次長（土生田 哉） 最初に、冒頭の開会のときのお言葉等でも、この間も申し上げておりますし、これは各回、この議論が何につながるのかということの説明し続けたいと考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） しっかりとこの大きな部分を、参加者の方々に理解をしていただいて、軽い感じで思われた議論の中でいうふうな部分では、これ、決してないというふうに思っておりますので、くれぐれも、僕もできるだけ見に行きたいというふうに思ってますけれども、そういった部分が非常に薄いようでしたら、これはまたいろいろご意見を言わせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（田中藤一郎） はい、いいです。

○委員長（西田 真） それでは、これで、4、報告事項、（1）個別施設計画の策定及び第1回地域デザイン懇談会の開催についてを終了します。

土生田政策調整部次長と植田室長補佐につきましては、ここで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

続きまして、4、報告事項、（2）奈佐小学校・港西小学校跡地の利活用についてに入ります。

なお、説明補助員として、橘財政課経営管理係長を出席させたいとの申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、説明をお願いします。

正木政策調整部参事。

○政策調整部参事（正木 一郎） 本日の説明でございますけれども、私が兼務しております財政課の学校跡地利活用担当参事という立場で今日はお話をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと、資料の中に図面等が含まれておりますので、紙で念のため配付もさせていただきたいというふうに思っております。できるだけタブレットのほうをご覧いただきたいと思うんですけれども、適宜、紙のほうもご参照いただけたらというふうに思っております。

それでは、まず、資料1ページをご覧ください。

○委員長（西田 真） ちょっと待ってくださいよ。タブレットに入っていますか。

資料配ったら、資料見たいから。（「やっぱり紙のほうが見えやすい」と呼ぶ者あり）そう。

どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 学校跡地のことにしましては、特に該当地域の方の皆さんにとりましては、大変関心の高い事項だということは十分認識しております。その中で、特に奈佐小学校、港西小学校につきましては、さらに閉校ということになります。早期に跡地の利活用について考えていかなくてはならないということでございます。その中で、両校の現時点で地元との調整等々を踏まえて、市の考え方をご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の最初です。1、基本方針としております。まず1つ目としましては、民間事業者と、これ今、公共的団体も含めますけれども、こちらに売却や有償貸付け等による利活用を図ってまいりたいということになります。

もちろん公用使用ですとか、公共的団体による公共の利用がありましたら、そちらのほうを優先させるわけですが、現時点ではそのように想定されるものがないということもございますので、こういった方針を取っております。

それから、もう1点、地域の意向・ニーズにも可能な限り配慮した利活用方法を検討するということをしてます。地域住民の皆さんにとりましては、学校というのは、これまでコミュニティや地域活動を支えてきました中心的な役割や機能を担っているということは十分認識しておりますので、こういった基本方針を立てております。

具体的スケジュールです。4月に閉校いたしまして、その下旬ぐらいからサウンディング型市場調査というものを実施したいと考えております。その中で提案いただきました利活用のアイデア等に基づきまして、売却ですとか、貸付条件等を整理してまいって、9月ぐらいに、これは順調に行けばという日程にはなりますけれども、正式な公募型プロポーザルを実施してまいりたいと思っております。

その中で、公募があれば、12月ぐらいに売却・貸付け等を開始してまいりたいと、その中でもしも提出が必要な内容となりましたときには、またご審議、ご判断をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それから、仮に応募がない場合におきましても、引き続き随時募集という形で進めてまいりたいと思っております。

この中で、サウンディング型市場調査をするとしております。この目的と効果につきましては、公平性、透明性を確保した上で、市場性の把握をしてまいりたいということ、それから、民間事業者などの方への理解の促進ですとか、参入意欲の向上というものを狙っております。

それと、調査の実施条件でございますけれども、提案者の対象範囲といたしましては、民間事業者等、また、この中には公共的団体も含むということにしております。それから、利活用単位ですけれども、原則として施設全体の一括利活用を提案いただきたいと思いますと思っておるんですけれども、何しろ学校というのは規模が大きいものでございますので、場合によっては、棟単位の分割の提案も可能ということで考えております。

それから、地域要望への対応ということで、地域からの要望事項、これ具体的に体育館なりグラウン

ドなりの使用要望が出ております。こういったことを実施要領に明記してまいりたいと思っております。ただ、そうは言いましては、やはり体育館ですとかを利用するっていう案を提案がしたいという方も、事業者の方、いらっしゃるかも分かりません。そういった提案自体を拒まないということでは考えております。受付だけはさせていただくということを考えております。その提案について、それをどうこうするというのは、6月以降に考えております売却・貸付条件等の整理の中で随時判断してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。暫定利用についてです。地域からの要望を踏まえまして、具体的な利活用が図られるまでの間、暫定利用期間を設けることとしております。対象者の方につきましては、これまでの利用者の方に限らせていただきたいと思いますと思っております。

それと、暫定利用の期間ですけれども、正式な利活用が図られるまでということになっておりますけれども、一方、プロポーザル等でも応募がなくて、ずっと置いとくということになると、いつまでも続けるわけにはいきませんので、3年間程度を区切っていきたいと思っております。

それから、その暫定利用期間の維持管理の負担でございますけれども、基本的には利用者の方に負担していただくことになります。

その中で、光熱水費の負担がまず出てまいります。電気料金につきましては、使用量に応じまして、27円キロワットアワーをご負担いただきたいと思いますと思っております。これは、低圧電力相当にはしておりますけれども、実は、学校ですので高圧電力が入っております。高圧ですので単価自体は少し安いんですけれども、高圧受電設備の保守管理ですとかということで、定期的なお金が非常に高額になってまいりますけれども、そういった部分につきましては、市のほうで面倒見させていただきたいと思っております。その中で、低圧電力の定期的な単価でございます27円ということで設定をさせていただきたいと思っております。

それから、上下水道料金ですけれども、基本料金部分につきましては、口径13ミリでの料金を負担いただきたいと思います。実際には50ミリという大きなものが入ってますけれども、これはもう基本料金が非常に高いということで、資料の4ページにつけさせていただいておるんですけれども、基本料金の一覧表になります。この中で、50ミリでしたら1万5,620円ということで高額になって、これだけでも非常に高額なお金が毎月かかってまいります。ですので、ただ、利用される方、体育館というのはトイレぐらいのことですので、それでしたら、もう13ミリで十分の口径ですので、それに相当するということで、704円、この13ミリの口径でのご負担をお願いしたいと思っています。

それから、従量料金部分については使用量に応じてご負担いただきたいと思います。ということがございます。

グラウンドの芝生、雑草等、これ非常に気になりますけれども、こちらの管理もお願いすることになります。それから、故障・破損時の修繕ということで、主に考えておりますのは、電球の球切れですとか、ガラスの割れるというふうなことがございます。そういうことについても修繕をお願いしなければならないということがございます。

ただ、一つ、奈佐小学校の特殊な事例なんですけれども、実は、この小学校には借地の部分がございます。具体的に見ていただきましたら、資料の3ページの図面をご覧ください。この中で、ちょうど青で囲んでおります部分が借地になります。体育館、校舎ほとんどがほぼ借地の部分に含まれるということになります。ですので、今回、地域からは、体育館の利用希望がございますので、この部分についての体育館の建築面積相当分のみ、この土地の借り上げ料についてはご負担をいただきたいと思います。面積的には1,010平米程度になろうかなと思っています。

このようなご提案をいただきながら、できるだけ早期に利活用を図ってまいりたいと思います。今後、またこういったこと、他の学校でも今後出てくることになると思いますので、これがもう前例という形に

なろうかなとも思っております。できるだけ地域の皆さんにも喜んでいただけるような利活用が図れるように頑張っていきたいと思っています。

説明は以上となります。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑あればお願いします。ありませんか。よろしいか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） 基本的なことだけでも、初めて、借地の中に全てが、教室とか……（「体育館とか」と呼ぶ者あり）体育館、全て主な施設がある。これは、借地者というのは村、個人ですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 借地は区の所有です。

○委員（浅田 徹） 区の。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 今回の点で、合橋の言わば出てるわけですね。つまり、借地をもう買収というふうなことが。こういう底地に関してはもうこのままの形態で、上物だけを今回、奈佐小の場合は活用、その辺については、これどうなるのかな、契約とか処分の仕方とかいうのは。

それと、借りてるんだから、返してもらうときには更地にして返してというんか、借地の契約のその辺について、ちょっと説明してもらえれば。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 借地につきましては、これ、地域のその所有者の方と5年間の更新契約でずっと来ておりまして、ずっと借地で使うご希望があったと聞いております。ずっと借地が続いてきた、その部分については。ただ、今回、こういうふうに関校という流れになってきますけれども、そうなりますと、今度、改めて借り上げるということは、市もそういったことが理由がなくなりますので、実際に、例えばこれで、今後、売却というふうな方向に進んだ場合には、直接、その土地の部分については所有者の方と新たに取得される方との売買契約になってようかなと考えております。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 特に上物の売却ということで、
この中で、今言ったように、体育館なんかは地元が
活用、3年ぐらいは使えますよと、例えば地域の社
会体育で体育館は使いたいとか。ところが、5年の
借地契約の中で、なかなかこの建物そのものの買手
がつかなくなったということになったら、これは当
然もう市の責任でもって、全て除却して、当然、言
わば借地契約を解除、この道筋もあるというふうな
ことで理解するんだけど、どうですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 現時点では、当面
3年間という想定をしております、その後の取扱
いについては、その時点での状況とか維持管理の状
況っていう部分が大きく影響してきて、そのときに
判断することになろうかなと思いますけども、当然、
上物乗ったままで使わずにずっと置いとくという
ことにはならないのかなと思っておりますので、そ
ういった場合は、撤去の上、土地についてはお返し
するということになろうかなと思っております。以
上です。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 言い方変えたら、もう施設そ
のもので、市が所有してる中には、本当にもうグラ
ウンドとプールというようなことになる。

だから、この、こういう更地のところを処分とい
うのはよく分かるんだけど、借地のついた上の建
物をセットで売却というふうなことは、ちょっと何
かクエスチョン、そんなことできるんでしょうかな
と思って、その辺がちょっと何かこうよう分からん。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 地権者の方にもそ
の旨はもうお話しさせていただきまして、ご了解を
いただいた上で、このような手続を進めております。

○委員長（西田 真） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） はい、了解しました。

○委員長（西田 真） 地権者の方から、その土地
も売ってもいいよというような話はあったという
ことも、ちょっと説明していただいたらと思います。

どうぞ。

○政策調整部参事（正木 一郎） 地権者の方も、そ
の売却、買上げの提案がなされた場合には区に持ち
帰って、前向きに相談させていただくというご返事
はいただいております。以上です。

○委員（浅田 徹） 分かりました。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） それでは、ここで4、報告
事項、（2）奈佐小学校・港西小学校跡地の利活用
についてを終了します。

正木政策部参事と橘財政課経営管理係長は、ここ
で退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

続いて、4、報告事項、（3）高橋財産区の経緯・
財産についてに入ります。

それでは、説明をお願いします。

大石但東振興局地域振興課長。どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） まず最初
に、昨日は大変不明瞭な答弁、申し訳ございません
でした。本日、改めまして資料をお手元に準備させ
ていただきまして、財産区の経緯と、それから現在
の財産の状況についてご報告、ご説明を申し上げま
す。

まず、経緯でございますが、ここに書いてますよ
うに、昭和31年に旧出石郡但東町ができた際に、
地方自治法295条の規定に基づき設置された財
産区であります。翌年、昭和32年に高橋財産区の
主な財産であります山林の育成・管理に関する案件
を審議するため、高橋財産区議会を設置したもので
ございます。その後、平成17年に旧但東町が合併
によりまして豊岡市となったことに伴いまして、豊
岡市議会の議決を経まして、当時、財産区議会設置
条例を制定いたしております。

現在、高橋財産区につきましては、山林を主な財
産とする財産区ではありますが、造林事業の終了、
それから管理業務の県の公社、現在、みどり公社等
への委託によりまして、財産区独自に推進すべき事
業が減少しております。また、財産区議会において
審議すべき案件も本当に僅かになっております。議

会設置の必要が薄れましたことから、平成21年3月31日をもって、高橋財産区を廃止したものでございます。

高橋財産区廃止後におきましては、この財産区の案件につきましては、地方自治法第296条の2ほかの規定に基づきまして、現在の豊岡市財産区管理会条例によりまして、豊岡市議会で審議されることとなりまして、現在に至っているといった状況となっております。

それから、2としまして、財産を載せております。土地が290万6,434平米、290町歩です。その下には、土地の権利区分としまして、所有の分、それから分取の分と分けて書いております。現在、立ち木の推定の蓄積量でございますが、7万8,811立米となっております。

それから、現在の財産区における残額、それから、条例に定めております特別福祉基金を持っております。それから、出資による権利ということで、北但東部森林組合のほうの出資金を持っておるといった状況です。

それから、昨日、今後の高橋財産区の在り方の検討をというご質問をいただいております。山の状況もこんな状況ですけれども、ちょっとここに書いてますように、相当の面積と財産を保有しております。したがって、こちらから一方的に、もう土木を解散してくださいとかなかなか難しい面もございます。財産区の管理会、それから、市の当局のほうともいろいろ検討を今後、重ねていきたいと考えております。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりましたので、質疑があればお願いします。よろしいか。

浅田委員。

○委員（浅田 徹） やはり地元等については、既にもう財産区会については廃止というか、されてるわけですから、本来はこういうものは財産区会の中で検討、議論。だから、逆の言い方変えたら、その必要がないんでもう解散をされた。ただ、こういう290町歩という、そういう山林、森林と、さらにはそれぞれの余剰金、残額を持っておられるとい

うことになって、法上、手続上は市が引き継いだというようなことなんですけども、やはりこういう状況でしたら、上手にこういうものが分配、当然山そのものは個人所有云々あるわけでしょうけども、そういう地縁団体とか、言わばそういう形に移行されるのがスムーズな形かなと、こう思っております。何とかそういう、難しいと思うんですけど、そういう努力をお願いしたいという気持ちがあります。以上です。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） 今おっしゃいましたように、できた当時は、まだ地縁団体の制度がなかったもので、全くそういった制度についても説明しておりませんでしたので、今おっしゃられましたように、地縁団体の件、それから今後の必要性等、管理会にちょっと投げかけてみたいと考えております。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。
井上委員。

○委員（井上 正治） 今、地縁団体というふうな制度がありますので、そういったものもありますし、実際、現実としては、高橋区の皆さんがこの山を直接管理されてるという状況ではあるんでしょうかね、現状では。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） やはり昔の山、昭和11年の頃からの山だそうですので、今の若い方々はなかなか理解はないんですけども、関連する高橋区10区、管理会の関係はあるんですが、そこにも毎回、その代表の方を管理会委員にさせていただいてますので、そちらの認識もつないでおるといった状況です。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 現実的に相当大きな広域な山林だと思いますし、今、どこの地区でももう区有林といいますか、もう財産区を抱えてる山でも相当に荒れてるというのが現状です。高橋さんのこれ返しますわといって、本当に困られるという現状があるのではないかなという思いはします。しかし、

高橋さんのとこの区議会自体は廃止されてるという状況でもあります。現在のルールにあったといいますが、一番適正な方法を選択していただいて、難しいことでも少しずつ理解を得られるような感じで、いい方向に進んでいければと思っておりまして、お話を続けていただいたらというふうに思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） ちょうどこの4月が任期の改正になっております。また、新しい方がお見えになりますので、ちょっと言葉は悪いんですけども、これを機会に少しずつ意識といいますが、こちらの考えも説明しながら、前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（西田 真） 質疑の途中でありますけど、説明員として、羽尻但東振興局長も出席いただいておりますので、ご了承願います。

私からちょっと教えていただく分がありまして、この一番下の高橋財産区、市会計残額ですね、その内訳と、そして特別福祉基金というのは何ぞやっていうのを説明いただきたいと思います。出資による権利というのは、これは北但東部森林組合独自の出資だと思いますので、（3）番、（4）番の説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） まず、この市の残額ということでございます。財産区を持っていた当時の現金を、現金といいますか、そのお金を財産区が持っていました。その分がそのままずっと引き継いで持ってるということでございます。年間支出のほうで、本当に10万円足らずの支出を毎年やってますので、どんどんどんどん毎年使っていくということになっております。

それから、福祉基金のほうでございます。先ほど申しましたが、高橋財産区特別福祉基金条例というのがございまして、それに基づいて使っております。設置の目的としましては、財産の健全な運営及び財産の区域内の住民の福祉に資するため、高橋財産区

特別福祉基金を設置するということでございますので、当時、財産区を立ち上げた際に、皆さんからそういった基金で、それをそのまま継承してるというものでございます。以上です。

○委員長（西田 真） この高橋財産区、市会計残高いうのは、これは今、市が持つとるんですかね。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） はい。

○委員長（西田 真） それで、解散した場合は、これ、高橋財産区に全て返却ということでしょうか。これは特別福祉基金も含めて、どうでしょうか。

どうぞ。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） 今、ご質問のあったとおり、そのままでございます。

市のほうの残金も、昨日、説明申し上げました特別会計の予算書のほうに上がってる金額でございます。以上です。

○委員長（西田 真） ありがとうございます。
ほかにありませんか。

羽尻振興局長、せっかく来られて、何か補足があれば。マイクを使っただいて結構です。

○但東振興局長（羽尻 泰広） 昨日の審議の中で十分な説明ができなかったもので、今日ということでございましたけれども、この財産区につきましては、ここに書いてあるとおりで、ずっと引き継いできたものであって、この辺の今後の在り方については、今後、いろんなご意見をいただきながら検討していく部分もあるのかなと思っております。以上です。

○委員長（西田 真） ぜひ皆さんの意見もありましたように、今後検討していただきますように、よろしくお願いします。

それでは、羽尻但東振興局長と大石但東振興局地域振興課長につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後0時10分 委員会休憩

午後0時11分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事順序を元に戻し、3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会として本日予定している案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時11分 委員会休憩

午後0時12分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に委員長報告に付すべき内容についてご協議いただきましたが、特にありませんということでしたので、そのようにさせていただきますと思います。

また、委員長報告の内容につきましては正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午後0時13分 委員会休憩

午後0時13分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 分科会を再開します。

これより3、協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、イ、分科会意見・要望のまとめに入ります。

休憩前に当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。ここで、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時13分 分科会休憩

午後0時18分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

先ほど休憩中に委員長報告に付すべき内容ということで、コロナ対策、ワクチン接種、市民目線とか、しっかりやっていただきたいということを踏まえて、内容は正副委員長に任せるという話がありましたけど、そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、予算決算委員会での分科会長報告についてですが、内容につきましては正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午後0時18分 分科会閉会

午後0時18分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

これより3、協議事項、（3）閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料5ページにあります委員会重点調査事項を、閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより3、協議事項、（4）市民との意見交換会についてに入ります。

暫時休憩します。

午後0時19分 委員会休憩

午後0時22分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開いたします。

休憩中に市民との意見交換会について協議をい

たしました。議会だよりで公募をまずして、なければ、ピンポイントでどっかの団体と意見交換会をすると、そういう格好でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） そしたら、そのように決定いたします。

これより5、その他に入ります。

そのほか、委員の皆さんの方から何かあればお願いします。

竹中副委員長。

○委員（竹中 理） さっきの、これ前に言いましたっけ、この重点項目事項の8番のワークイノベーションの推進のところ、どうだったろう、覚えて…。4月からワークイノベーションじゃなくなるんです。

○委員長（西田 真） 名前が。

○委員（竹中 理） 何でしたっけ、ジェンダー…。

○委員（浅田 徹） ジェンダーギャップ対策室。

○委員（竹中 理） 実質4月からでええと思うんですけど、取りあえずそういう形で引き続き4月にやるよいう。

○委員（浅田 徹） 4月以降で、3月まではまだ、これ通ってへんので。

○委員（竹中 理） いいです、はいはい。

○委員長（西田 真） ただいま竹中副委員長から、総務委員会の重点調査事項で、8番目、ワークイノベーションの推進について、これは4月からジェンダーギャップのほうに名前が変わるということで、4月になってから、この8番のワークイノベーションの推進については、ジェンダーギャップのほうで、正式な名称を取り入れて入れ替えるということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） そしたら、そのように決定いたしました。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時24分 委員会閉会